

出入（帰）国記録等に係る照会に当たっての留意事項

平成 2 4 年 6 月

法務省入国管理局

平成 2 4 年 7 月 9 日，出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「改正法」といいます。）が施行され，これに伴い，外国人登録法が廃止されます。

同日以降の出入（帰）国記録等に係る照会に当たっての留意事項は下記のとおりですので，御協力をお願いします。

記

1 照会窓口等

(1) 照会担当窓口

東京入国管理局調査企画部門

(2) 照会書の送付先

〒108-8255

東京都港区港南5-5-30

東京入国管理局（出入・登録照会担当）

（注1）封筒の宛先に「出入・登録照会担当」を必ず記載願います。

（注2）郵券を貼り，返送先を明記した返信用封筒を必ず同封願います。

（注3）電話による照会の受付け，回答は一切行っておりません。また，進捗状況に関する問い合わせは業務処理を遅延させる原因となっており，御遠慮願います。

（注4）持ち込みによる照会は受け付けていません。

(3) 照会書の宛先

東京入国管理局長

（注）照会の宛先は「調査企画部門（首席入国警備官）」ではなく，必ず「東京入国管理局長」としてください。

(4) 照会の対象となる記録等

① 日本人出帰国記録

- ② 外国人出入国記録
- ③ 外国人登録記録
- ④ 外国人登録原票の写し

(注) 外国人登録原票は、改正法の施行後、市区町村から法務省に対し送付されることになっていますが、市区町村から送付があるまでは、外国人登録原票の写しに係る照会に対して回答することはできません。

また、市区町村から送付があった後も、外国人登録原票を抽出するシステムの構築が終了する平成24年末までの期間は、手作業により抽出作業を行う必要があるため、回答まで通常よりも期間を要します。

## 2 照会に当たっての留意事項

### (1) 共通事項

ア 照会者の官職・氏名を記載し、公印を押印した公文書により照会願います。公印が押印されていない文書は返戻させていただいています。次用紙及び添付資料に割印（公印によるもの）のない場合についても同様です。

イ 照会目的及び照会の根拠法令（例：関税法119条第2項）を記載願います。記載されていない文書は返戻させていただいています。

ウ 特に緊急を要する案件については、緊急である旨及びその理由を記載願います。ただし、業務が輻輳している場合等は御要望に応じかねる場合があります。

エ 担当者の氏名（難読氏名についてはふりがなを含む。）及び電話番号（内線番号を含む。）を記載願います。担当者に対し、内容の確認等を行うこともあります。

オ 多数の照会については、小口に分けた上、投函日を分散して照会願います。一度に多数の照会があった場合、他の機関からの照会との関係から、調査着手までに相当の期間を要することがあります。

カ 原則として、「一照会書に一人の人定事項」として願います。やむを得ず、「一照会書に複数の人定事項」として照会する場合は、人定事項に「1, 2」等の項番を付して照会してください。この場合にあっても、一つの照会書に外国人と日本人の対象者が混在していると事務処理が煩雑になるため、区分して照会するよう御協力をお願いします。

### (2) 照会事項別の留意事項

## ア 日本人出帰国記録

(ア) 照会書には次の事項を記載願います。

① 国籍及び本籍（判明している場合）

本籍地が不明でも省略することなく、国籍を「日本」と記載してください。

② 氏名（必ずふりがなを付してください。）

判明している場合は、旅券上の英字氏名を記載してください。特に、外国人の配偶者・子である日本人、帰化日本人については、氏名が外国人のラストネーム、ファーストネームになっている場合があります。このような場合、旅券上の英字氏名が判明しないと該当する記録を検索できない場合があります。なお、2008年以降、旅券の氏名についてはヘボン式ローマ字以外の表記（例：サトウをSATOW, ジョージをGEORGEなど）が多数見受けられるようになっており、ふりがなのみで照会があった場合、ヘボン式ローマ字以外の表記があった場合は調査が困難ですので、事前に旅券発給事実を確認し、旅券上の英字表記氏名を確認願います。

ふりがなが特定できず、2以上のふりがながある場合、回答を差し控えることがあります。

③ 生年月日（西暦）

④ 性別

⑤ その他参考事項

判明している場合は、旅券番号、出帰国年月日、出帰国港等を記載してください。

(イ) 旅券その他身分事項を確認する資料がある場合はそのコピーを添付願います。

(ウ) 電算入力項目（下記3（1）を参照）について回答し、その回答対象期間は、調査日の過去3年間分及び当年の調査日の前日までの期間とさせていただきます。前記期間をさかのぼる期間の出帰国記録を要する照会する場合には、照会対象期間及びその必要性を具体的に記載願います（例：「税徴収の居住者判定のため必要につき、〇〇年以降の記録が必要」、 「国民健康保険加入期間算定のため必要につき、〇〇年以降の記録が必要」）。

## イ 外国人出入国記録

(ア) 照会書には次の事項を記載願います。

① 国籍

判明している場合は、台湾、香港、北朝鮮等の地域名も記載してください。

(注1) 外国人に係る電算上の国籍・地域は、通常、直近の在留関係の許可時の国籍・地域に対応しています。入国後、在留関係の申請を行っていない外国人の場合は、入国時に使用した旅券に対応しています。

中国については次のとおりとなります。

中華人民共和国護照 中国

香港SAR旅券 中国(香港)

マカオSAR旅券 中国(その他)

中華民国(台湾)護照 台湾

(注2) 改正法施行前に外国人登録を行い、その後に在留関係の申請を行っていない外国人に係る電算上の国籍・地域は、外国人登録証明書上の国籍表記となります。

この場合、中国については、中国(本土)、中国(香港)、中国(その他)いずれも「中国」となります。また、台湾については、「中国」となるときと、「台湾」となるときがあります。

② 氏名

中国人及び韓国・朝鮮人については英字氏名及び漢字氏名、その他の国籍の外国人については英字氏名を記載してください。

記載方法の例

- 中国人及び韓国・朝鮮人

姓 名 (Last Name, First Name)

- その他の国籍の外国人

Last Name, First Name, Middle Name

(注) 2002年4月以降に新規入国した中国人、韓国・朝鮮人の出入国記録については、氏名表記が旅券上の英字氏名のみ場合がありますので、英字氏名を必ず記載してください。

③ 生年月日(西暦)

④ 性別

⑤ その他参考事項

判明している場合は、出入国年月日、出入国港、出入国記録番号（E D番号）、在留カード番号、特別永住者証明書番号、旧外国人登録証明書番号を記載してください。

（イ）旅券、在留カード、特別永住者証明書、旧外国人登録証明書（一定期間、在留カード等とみなされます。）その他身分事項を確認する資料がある場合はそのコピーを添付願います。

（ウ）電算入力項目（下記3（2）を参照）について回答し、その回答対象期間は、調査日の過去2年間分及び当年の調査日の前日までの期間とさせていただきます。前記期間をさかのぼる期間の出入国記録を要する場合には、照会対象期間及びその必要性を具体的に記載願います。

#### ウ 外国人登録記録

（ア）照会書には次の事項を記載願います。

① 国籍

判明している場合は、台湾、香港、北朝鮮等の地域名も記載してください。

② 氏名

イ（ア）②と同様に記載してください。

③ 生年月日（西暦）

④ 性別

⑤ その他参考事項

判明している場合は、外国人登録番号、居住地を記載してください。

（イ）旅券、在留カード、特別永住者証明書、旧外国人登録証明書その他身分事項を確認する資料がある場合はそのコピーを添付願います。

（ウ）外国人登録記録の電算入力期間は、1981年10月1日から2012年7月8日までとなります。また、外国人登録法廃止後は、外国人登録記録は更新されませんので、その点御注意願います。

#### エ 外国人登録原票の写し

（ア）照会書には上記ウ（ア）と同様の事項を記載願います。

（イ）旅券、在留カード、特別永住者証明書、旧外国人登録証明書その他身分事項を確認する資料がある場合はそのコピーを添付願います。

（ウ）1981年10月1日以降の記録のみが必要であり、かつ、外国人登録原票上

の写真を必要としない場合には、外国人登録原票の写しを照会するのではなく、上記ウの外国人登録記録のみを照会願います。

(エ) 回答の対象となる外国人登録原票は、最後に作成された外国人登録原票のみとさせていただきます。それ以前の外国人登録原票について、照会書に特段の記載があれば対応させていただきます。

(オ) 平成24年7月9日の外国人登録法の廃止に伴い回収された外国人登録原票又は既に閉鎖されていた外国人登録原票の別、閉鎖年月日、閉鎖理由及び最終登録地を記載願います（判明している場合）。

### 3 回答事項

電算入力事項等に基づいて回答するため、回答事項は次のとおりとなります。これ以外の事項（例：在留資格、在留期間、在留期限、在留カード若しくは特別永住者証明書の番号、有効期間の満了日又は写真等）については、当該項目及びその回答を必要とする理由について具体的に記載願います。記載にないとき又は必要性が判然としないときは、回答を控えさせていただく場合があります（一部の項目について回答を控えさせていただく場合もあります。）。

#### (1) 日本人出帰国記録

- ① 氏名（旅券上の英字氏名）
- ② 生年月日（西暦）
- ③ 性別
- ④ 旅券番号
- ⑤ 出帰国年月日
- ⑥ 出帰国港
- ⑦ 出帰国に航空機を利用した場合は、使用航空機便名及び乗降機地

ただし、2001年7月1日から2005年1月3日までの間は記録を取得しておらず回答できません。また、2005年1月4日以後は事前旅客情報システム（A P I S）により航空会社からこれらに係る情報の提供を受けた場合に限り記録されており、その場合に限り回答します。

#### (2) 外国人出入国記録

- ① 国籍・地域

② 氏名

i 中国人及び韓国・朝鮮人

(i) 改正法施行前に外国人登録を行っている場合 漢字及びカタカナ

(ii) 2002年3月以前に新規入国した場合((i)を除く。) カタカナ

(iii) 2002年4月以降に新規入国した場合((i)を除く。) 英字

ii その他の外国人 英字 (Last Name, First Name, Middle Name の順)

③ 生年月日 (西暦)

④ 性別

⑤ 住居地

⑥ 出入国年月日

⑦ 出入国港

⑧ 出入国に航空機を利用した場合は、使用航空機便名及び乗降機地

ただし、2004年1月1日から2005年1月3日までの間は記録を取得しておらず回答できません。また、2005年1月4日以後は事前旅客情報システム(A P I S)により航空会社からこれらに係る情報の提供を受けた場合に限り記録されており、その場合に限り回答します。

(3) 外国人登録記録

以下の事項に関する外国人登録記録の履歴(外国人登録法廃止以前の情報ですので御注意ください。)を回答します。

① 国籍

② 氏名

i 中国人及び韓国・朝鮮人 漢字及びカタカナ

ii その他の外国人 英字 (Last Name, First Name, Middle Name の順)

③ 生年月日 (西暦)

④ 性別

⑤ 外国人登録番号

⑥ 居住地

⑦ 在留資格

⑧ 在留期限

⑨ 世帯主の氏名及び世帯主との続柄

(4) 外国人登録原票の写し

最後に作成された外国人登録原票の両面写し。

**4 回答書の内容**

回答書の内容は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に基づき管理されている個人のプライバシーに係る情報であり、その内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用したりすることのないよう、厳格に取り扱い願います。

## FAQ（よくある質問事項とその回答）

Q 1 出入（帰）国記録に使用航空機便名及び乗降機地が記載されていないが。

A 1 日本人出帰国記録については2001年7月1日から、外国人出入国記録については2004年1月1日から、記録の早期取得化のため取得方法が変わり、同情報を電算記録に取り込まなくなりました。また、2005年1月4日以降は事前旅客情報システム（APIS）により航空会社から情報の送信があった場合のみ記録されておりますので留意願います。

Q 2 日本人出帰国記録の旅券番号が本人の所持する旅券番号より1桁多いのはなぜか。

A 2 末尾がチェックデジットになっているためです。

Q 3 外国人登録原票の写しの提供は可能か。

A 3 改正法施行後、市区町村に保管されていた外国人登録原票は、法務省に送付されることとなりますので、それ以後は提供可能となります。

ただし、市区町村から法務省に外国人登録原票が送付されるまでの間は提供困難であり、また、現在、法務省においてはコンピュータ機器によって外国人登録原票を抽出するシステムの構築を進めていますが、この作業が終了するまでの間（おおむね本年末まで）は、外国人登録原票の抽出を手作業によって行う必要があるため、通常よりも回答に期間を要します。

Q 4 寄港地上陸許可・通過上陸許可は回答記録の範囲になっているか。

A 4 2004年1月1日以降であれば、東京入国管理局において回答可能ですが、これ以前の記録については、当該許可を行った地方入国管理官署宛照会願います。

また、在留資格審査・退去強制手続の詳細、退去命令記録等地方入国管理官署限りで保有している記録に関するものについても、当該地方入国管理官署宛問い合わせ願います。

Q 5 中国人や韓国人について、漢字氏名のみで照会した場合の回答はどのようになるか。

A 5 当該外国人が2002年4月以降新規入国している場合には、当該出入国記録は回答書

に反映されない場合がありますので、可能な限り英字表記氏名を特定した上で照会願います。

Q 6 中国人や韓国人について、英字氏名のみで照会した場合の回答はどのようになるか。

A 6 2002年4月以降に新規入国している出入国記録については、全て回答書に反映されますが、それ以前の記録については、反映されません。

Q 7 被疑者が旅券を所持しておらず、その氏名が〈Last Name〉, 〈First Name〉, 〈Middle Name〉のほかに4つ目、5つ目の氏名が付いている場合は、回答時間は遅くなるか。

A 7 氏名が上述のように3つ目までの場合は、最大で6通りの組み合わせについて、各記録を検索することとなりますが、更に質問のような場合は、24～60通りの大量の検索を行う必要がある可能性があり、この場合通常の場合に比べ回答まで相当時間がかかります。

## 外国人登録原票に係る照会に当たっての留意事項

平成24年8月  
法務省入国管理局

本年6月に改正法施行後における出入（帰）国記録等に係る照会に当たっての留意事項についてお知らせしたところですが、これに加えて、特に外国人登録原票に係る照会に当たって御留意いただきたい事項について下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1 外国人登録原票に含まれる個人情報

外国人登録原票には、旧外国人登録法の規定に基づき、次に掲げる個人情報（外国人登録法廃止前の情報）が含まれています。

- (1) 登録番号
- (2) 登録の年月日
- (3) 氏名（通称名も含む。ない場合もあります。）
- (4) 出生の年月日
- (5) 男女の別
- (6) 国籍
- (7) 国籍の属する国における住所又は居所
- (8) 出生地
- (9) 職業
- (10) 旅券番号
- (11) 旅券発行の年月日
- (12) 上陸許可の年月日
- (13) 在留の資格
- (14) 在留期間
- (15) 居住地
- (16) 世帯主の氏名
- (17) 世帯主との続柄
- (18) 世帯主である場合には、世帯を構成する者の氏名、出生の年月日、国籍及び世帯主との続柄
- (19) 本邦にある父母及び配偶者の氏名、出生の年月日及び国籍
- (20) 勤務所又は事務所の名称及び所在地
- (21) 写真
- (22) 署名

#### 2 外国人登録記録との関係

1981年10月1日から2012年7月8日までの上記（1）から（6）まで及び（13）から（17）までの項目の情報については、外国人登録記録として電算入力されています。

#### 3 特に外国人登録原票に係る照会書において留意いただきたい点

本年6月の「出入（帰）国記録等に係る照会に当たっての留意事項」においてお知ら

せしている点に加え、次の点について御留意ください。

外国人登録原票に含まれる個人情報、特に外国人登録記録として電算入力されている項目以外の項目について必要である場合には、その具体的な照会理由及び必要性について照会書に記載してください。当方において、その記載に基づき、提供の適否について、照会の根拠となる法令の趣旨に沿って判断いたします。

#### 4 回答方法

回答項目が少ない場合は、その項目だけ抜き出して回答する方法で回答させていただく場合があります。

また、外国人登録原票の写しを交付する方法で回答させていただく場合であっても、照会書において提供を求められていない項目や、照会書に記載いただいた照会理由及び必要性についての説明では、当方で照会の根拠となる法令の趣旨に沿って検討した結果、その必要性があると判断することができない項目については、その項目についてマスキングした写しを作成し、回答させていただく場合もあります。

## 子ども虐待による死亡事例等を防ぐために これまでの報告にみられたリスクとして留意すべきポイント

### 養育者の側面

- 妊娠の届出が遅い
- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 中絶を希望している
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産した
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している  
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 乳幼児健康診査が未受診である  
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 精神疾患や強い抑うつ状態がある
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をして子どもに会わせない
- 過去に自殺企図がある
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる

### 子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 施設等への入退所を繰り返している
- きょうだいに虐待があった

### 生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 孤立している

### 援助過程の側面

- 単独の機関や担当者のみで対応している
- 関係機関の役割、進行管理する機関が明確でない又は適切でない
- 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)が適切に開催されていない又は進行管理ができていない

※子どもが低年齢である場合や離婚等による一人親の場合であって、上記ポイントに該当するときには、特に注意して対応する必要がある。

子ども本人に必ず会う

こどもスマイル100%プロジェクトの取組（兵庫県明石市）

（平成26年度から実施）

乳幼児健診時の確認など

- 「こんにちは赤ちゃん事業」による家庭訪問（生後速やかに）  
民生児童委員が子どもが生まれたすべての家庭を訪問

➤ 乳幼児健診

健診の種類	受診率（29年度）
4か月児健診	98.5%
1歳6か月児健診	97.5%
3歳児健診	94.6%



この機会に会えない場合は、子どもと接点を持ち得る関係機関（保育所、医療機関、生活福祉課等）と連携し確認



それでも会えない → 平成29年度は250人存在

保健師等による家庭訪問

①保健師が訪問（夜間・休日も）

- ・本プロジェクト実施に伴い保健師数を増
- ・13中学校区に15人を配置（うち1人は未受診家庭対応担当）

②地域の民生児童委員が訪問

- ・保健師が何度行っても不在の場合は近隣の民生児童委員に訪問を依頼



それでも会えない → 平成29年度は1人存在

要対協担当課職員による調査・訪問

- 入国管理局へ出国状況を確認するほか、必要に応じて警察・児相と連携



子どもの健康を100%確認

※なお、現時点で子ども確認のために児童手当の振込手続き停止を行った事例はない

## 子どもの健康100%確認の意義

- 子どもを確認する = **子ども視点での支援**
- 支援を必要とする子どもの早期発見 = **虐待予防**
- **個々の状況に寄り添い、継続的な支援**へつながる

### 【健診未受診家庭への訪問後の対応】

訪問の結果、大半の家庭は勧奨に応じて健診を受診。また、養育上の課題が見受けられる場合は、必要な支援につなげている。

#### ➤ 訪問の結果継続的支援につながった人数（29年度）

健診の種類	人数
4か月児健診	7人
1歳6か月児健診	9人
3歳児健診	20人

#### ➤ 支援事例

- ✓ 子どもに発達上の課題が見受けられたため、保健相談対応を継続的に実施
- ✓ 療育が必要な子どもと判断されたため、障害児通所サービスにつなげる
- ✓ 在留資格が切れていた外国人家庭であったため、関係機関につなげる

このほか、子育て世代包括支援センターにおいて**妊婦全数面接**も実施（担当保健師等6名配置）。

来所できない方に対しては家庭訪問で対応。

子家発 0720 第 4 号  
子母発 0720 第 4 号  
平成 30 年 7 月 20 日

都 道 府 県  
指 定 都 市  
各 中 核 市 児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿  
保 健 所 設 置 市  
特 別 区

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長  
（公印省略）  
厚生労働省子ども家庭局母子保健課長  
（公印省略）

「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」の一部改正について

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 10 の 5 の規定に基づき、病院、診療所、児童福祉施設、学校等が、要支援児童等（特定妊婦を含む）と思われる者を把握した場合の市町村への情報提供に関する取扱いについては、「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（平成 28 年 12 月 16 日付け雇児総発 1216 第 2 号、雇児母発 1216 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知）に基づき、その取組を推進していただいているところであるが、今般、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）が取りまとめられたことから、別添新旧対照表のとおり一部改正し、本日から適用することとしたので御了知いただくとともに、管内市町村への周知をお願いします。

さらに、本通知については、文部科学省と協議済みであることを申し添える。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

## 新旧対照表

「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について

改正後	改正前
<p>前文（略）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 各個別分野の留意事項</p> <p>（1）市町村</p> <p>① 母子保健所管部局</p> <p>妊娠の届出及び母子健康手帳の交付、低体重児の届出、新生児の訪問指導、乳幼児健康診査などに携わる市町村の母子保健所管部局は、広く妊産婦、乳幼児及びその保護者等と接触する機会が多いことから、以下のことに留意して取り組むこと。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 乳幼児健康診査では、<u>疾病、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害を持った子どもを早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、もって子どもの健康の保持及び増進を図ること。また、家族の育児面での情緒を養い、子どもに対する虐待防止等が図られるよう、十分留意した指導を行うこと。</u></p> <p>ウ・エ（略）</p> <p>②・③（略）</p> <p>④ 教育委員会</p> <p>各市町村の教育委員会は、各学校を通じ、<u>要支援児童等と思われる者を把握した場合や、他機関を通じてその情報を得た場</u></p>	<p>前文（略）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 各個別分野の留意事項</p> <p>（1）市町村</p> <p>① 母子保健所管部局</p> <p>妊娠の届出及び母子健康手帳の交付、低体重児の届出、新生児の訪問指導、乳幼児健康診査などに携わる市町村の母子保健所管部局は、広く妊産婦、乳幼児及びその保護者等と接触する機会が多いことから、以下のことに留意して取り組むこと。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 乳幼児健康診査では、<u>運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害を持った子どもを早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、もって子どもの健康の保持及び増進を図ること。また、家族の育児面での情緒を養い、子どもに対する虐待防止等が図られるよう、十分留意した指導を行うこと。</u></p> <p>ウ・エ（略）</p> <p>②・③（略）</p> <p>④ <u>教育委員会事務局</u></p> <p>各市町村の<u>教育委員会事務局には、学校に対する専門的な指導を行う指導主事が配置されている場合もあり、教育課程、学</u></p>

合には、以下のことに留意して、適切に対応すること。

また、各市町村の教育委員会は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に基づき、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断（以下「就学時健診」という。）を行わなければならないこととされている。

就学時健診では、低栄養などの栄養状態、外傷・火傷の痕跡、むし歯治療の放置、子どもの行動・態度などから、子どもの心身の問題を把握しやすいことから、要支援児童等を把握した場合は、以下のことに留意して、適切に対応すること。

ア 学校が要支援児童等と思われる者を把握した場合には、必要な支援につなげるために、学校から当該児童が居住する市町村に相談し、情報提供を行うよう指導すること。

イ 就学時健診を通じて要支援児童等と思われる者を把握するに当たっては、主に別表 2 を参考にすること。就学時健診で当該児童を把握した場合には、必要な支援につなげるために、関係部局に情報提供を行うこと。

ウ 関係部局への情報提供の際は、当該要支援児童等と思われる者の保護者等に対し、原則として、情報提供の概要を説明し、居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明すること。

エ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等と思われる者に必要な支援がつながるよう、居住する市町村への情報提供を行うこと。

また、当該情報提供は、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規

習指導その他学校教育に関する事項の指導に当たっている。教育委員会事務局は、各学校から指導主事への様々な相談や指導依頼を通じ、要支援児童等を把握した場合や、他機関を通じてその情報を得た場合には、以下のことに留意して、適切に対応するよう指導すること。

ア 主に別表 3 を参考に、学校が要支援児童等と判断した場合には、必要な支援につなげるために、学校から要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うよう指導すること。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である旨を指導すること。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供を行うよう指導すること。

また、当該情報提供は、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規

定に抵触するものではないことに留意されたい。

オ 必要な場合には、協議会の一員として、その支援方針等について共に協議し、継続的な支援を行うこと。

⑤ (略)

(2)～(4) (略)

(5) 学校

① (略)

② 小学校及び中学校等

学校は、学級担任や養護教諭を中心に行われる朝の健康観察をはじめ、学校生活全般を通して健康観察を行うことで、子どもの心身の健康状態を把握する役割を担っており、その取組は、子ども虐待の早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表3を参考に、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、必要な支援につなげるために、居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。当該情報提供に際しては、市町村との連絡等の窓口となる担当者を事前に決めておくことが望ましい。

イ 関係部局への情報提供の際は、要支援児童等と思われる者の保護者等に対し、原則として、情報提供の概要を説明し、居住する市町村による支援を受けることが、身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明すること。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等と思われる者に必要な支援がつながるよう、居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないこと

定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 必要な場合には、協議会の一員として、その支援方針等について共に協議し、継続的な支援を行うこと。

⑤ (略)

(2)～(4) (略)

(5) 学校

① (略)

② 小学校及び中学校等

学校及び学校の教職員等は、子ども虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、子ども虐待の早期発見・早期対応に努める必要があることから、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表3を参考に、要支援児童等と判断した場合には、必要な支援につなげるために、居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。当該情報提供に際しては、市町村との連絡等の窓口となる担当者を事前に決めておくことが望ましい。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないこと

に留意されたい。

エ～カ (略)

(6)・(7) (略)

別表1～3 (略)

別添1・2 (略)

参考資料1～3 (略)

とに留意されたい。

エ～カ (略)

(6)・(7) (略)

別表1～3 (略)

別添1・2 (略)

参考資料1～3 (略)

(改正後全文)

雇児総発1216第2号  
雇児母発1216第2号  
平成28年12月16日

(改正経過)

雇児総発0331第9号  
雇児母発0331第2号  
平成29年3月31日  
子家発0720第4号  
子母発0720第4号  
平成30年7月20日

都道府県  
指定都市  
各中核市 児童福祉・母子保健主管部(局)長 殿  
保健所設置市  
特別区

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長  
(公印省略)  
母子保健課長  
(公印省略)

要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る  
保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について

「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号。以下「改正法」という。)が、平成28年6月3日をもって公布され、改正法により新設された児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10の5の規定が、10月1日に施行された。これにより、児童福祉法第6条の3第5項に規定する、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(以下「要支援児童」という。)若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(以下「特定妊婦」という。)(以下「要支援児童等」という。)と思われる者に日頃から接する機会の多い、病院、診療所、児童福祉施設、学校等が、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を所在地の市町村に提供するように努めなければならないこととされたところである。

また、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会(以下「専門委員会」という。)において、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第12次報告)」(以下「第12次報告」という。)がとりまとめられた。第12次報告では、虐待による死亡事例のうち、0歳児の割合が約6割(第1次～第12次報告全体では、

同割合が約4割)を占め、妊娠期から切れ目のない支援体制の整備の必要性和、学校内での虐待に関する理解の向上と要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を活用した支援体制づくりの重要性等が提言として公表された。

については、これらを踏まえ、各地方自治体におかれては、下記の趣旨及び留意事項を十分にご理解の上、要支援児童等を早期に把握し、速やかに支援を開始するために保健・医療・福祉・教育等の連携体制の構築とより一層の連携に取り組んでいただきたい。都道府県におかれては、管内の市町村や病院、診療所、児童福祉施設、学校等の関係機関に周知を図られたい。

また、病院、診療所との連携には、管内の関係機関・関係団体等の協力を得る必要があることから、日本医師会、日本産婦人科医会、日本小児科医会、日本歯科医師会、日本看護協会、日本助産師会の関係団体に別途協力を依頼している。

さらに、本通知については、文部科学省と協議済みであり、文部科学省からも、各都道府県・指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学法人学長に対し、通知されているので念のために申し添える。

本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(参 考)

○児童福祉法(抄)

第21条の10の5 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等(\*1)と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するように努めなければならない。

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

(\*1) 要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の定義

【児童福祉法 第6条の3第5項及び第8項】

- ・要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
- ・要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(要保護児童を除く。)
- ・特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

記

## 1 法改正の趣旨

これまでに専門委員会がとりまとめた「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第1次～第12次報告)」によると、心中以外の虐待による子どもの死亡事例については、0歳児の割合が約4割を占めており、この背景としては、母親が妊娠期から

一人で悩みを抱えているケースや、産前産後の心身の不調、家庭環境の問題などがあると考えられている。また、妊娠の届出がなく母子健康手帳が未交付である、妊婦健診が未受診であるといった妊婦については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）で状況が把握できない場合がある。

こうした課題に対応するためには、妊婦等自身からの相談を待つだけでなく、特定妊婦に積極的にアプローチすることが必要であり、その前提として、そうした妊婦等を把握しやすい機関等からの連絡を受けて、市町村がその状況を把握し、妊娠期からの必要な支援につなぐことが重要である。

また、児童相談所における虐待相談の対応件数は毎年増加しており、平成 27 年度は 103,286 件で過去最多となった。子ども虐待は、特別な家庭だけに発生するものではなく、学齢期以降の子どもを含め、すべての子育て家庭で起こり得る可能性があり、協議会を通じた関係機関との情報共有等を密に行い、虐待が深刻化する前の早期発見、早期対応が重要である。

このため、改正法においては、要支援児童等に日頃から接する機会が多い、病院、診療所、児童福祉施設、学校等が、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を所在地の市町村に提供するよう努めなければならないこととされ、関係機関からの情報提供を基に、早い段階から市町村の支援につなげていくことが期待されている。

さらに、各分野での取組を通じた一層の連携を図るため、分野ごとの留意事項を 3 のとおりまとめたので、十分ご配慮願いたい。

## 2 情報提供に当たっての共通の留意事項

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 16 条及び第 23 条においては、あらかじめ本人の同意を得ないで、①特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない、②個人データを第三者に提供してはならない、こととされているところであるが、今般の改正法により、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項に規定されたことから、関係機関が要支援児童等に関する知り得た情報を市町村に提供することは、個人情報保護法第 16 条第 3 項第 1 号及び第 23 条第 1 項第 1 号に規定する「法令に基づく場合」に該当し、例外的に、本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護法違反にならないことに留意されたい。

また、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の例外規定として、「法令に定めがあるとき」等が定められていることが一般的であり、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような例外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられる。

ただし、対象となる者に対しては、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となりうることを説明することが必要である。

なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。

また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

(参 考)

○個人情報の保護に関する法律（抄）

(利用目的による制限)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2～5 (略)

3 各個別分野の留意事項

(1) 市町村

情報提供を受けた市町村は、保健・医療・福祉・教育等の関係機関から提供された情報を基に、必要な実情の把握を行うとともに、関係機関に協力を求め、家庭の生活

状況や虐待の事実把握等の必要な調査を行う。

また、協議会調整機関として、必要に応じて、把握した内容について協議会に必要な情報の提供を行い、関係機関との情報共有、支援の要否及び支援内容の協議を行う。

協議後は、市町村の担当課と関係機関が連携を図りながら必要な支援を行うこと。

なお、関係機関から情報提供に関する説明が行われていない場合、市町村が必要な支援を行う際に、情報提供元が特定されないよう、保護者への説明内容や関わる時期等について、関係機関との事前の協議（\*2）が必要である。

さらに、連携の促進を図るためには、訪問指導等の必要な支援を行った市町村が、その結果を記録し、速やかに情報提供元の関係機関に報告することが必要である。

なお、文書で報告する際の様式（参考資料1）を定めたので、参考とされたい。

#### （\*2）関係機関との事前の協議（例）

市町村が必要な支援を行う際に、「乳幼児健康診査の相談内容やその後の子どもの様子を伺うため」「この周辺の子育て中の家庭を訪問し、子育ての悩みなどを尋ねている」など、保護者向けの説明内容を事前に関係機関と協議すること。

#### ① 母子保健所管部局

妊娠の届出及び母子健康手帳の交付、低体重児の届出、新生児の訪問指導、乳幼児健康診査などに携わる市町村の母子保健所管部局は、広く妊産婦、乳幼児及びその保護者等と接触する機会が多いことから、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 妊娠の届出及び母子健康手帳の交付時には、保健師や助産師等が妊婦の身体的・精神的・経済的状态などの把握に努めるとともに、母子保健施策以外の経済的問題や里親制度等に関する相談については、ひとり親担当や生活保護、児童相談所等の適切な窓口等を紹介すること。

イ 乳幼児健康診査では、疾病、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害を持った子どもを早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、もって子どもの健康の保持及び増進を図ること。また、家族の育児面での情緒を養い、子どもに対する虐待防止等が図られるよう、十分留意した指導を行うこと。

ウ また、平成28年度に母子保健法（昭和40年法律第141号）の一部を改正し、母子保健施策は子ども虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意するよう明確化された。このため、乳幼児健康診査等の様々な機会・事業を通じて、特定妊婦及び要支援児童の把握に努め、母子保健施策が子ども虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意し、母子保健施策と児童虐待防止施策との連携により一層努めること。

エ 特定妊婦及び要支援児童と判断される場合には、協議会に情報提供を行うとともに、その支援方針等について共に協議し、継続的な支援を行うこと。

#### ② 子育て世代包括支援センター

子育て世代包括支援センターは、妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと、支援プランを策定すること、保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うことが必須の事業とされており、広く妊産婦、乳幼児及びその保護者等と接触する機会が多いことから、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 妊娠の届出及び母子健康手帳の交付時には、保健師や助産師等が妊婦の身体的・精神的・経済的状态などの把握に努めるとともに、母子保健施策以外の経済的問題や里親制度等に関する相談については、ひとり親担当や生活保護、児童相談所等の適切な窓口等を紹介すること。

イ 母子健康手帳の交付等の母子保健施策は乳幼児に対する虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意するよう明確化されたことを踏まえ、様々な機会・事業を通じて、特定妊婦及び要支援児童の把握に努め、母子保健施策と児童虐待防止施策との連携により一層努めること。

ウ 特定妊婦及び要支援児童と判断される場合には、協議会に情報提供を行うとともに、その支援方針等について協議し、継続的な支援を行うこと。

### ③ 市区町村子ども家庭総合支援拠点

市区町村子ども家庭総合支援拠点は、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行うとともに、その支援に当たっては、子どもの自立を保障する観点から、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努めることとされ、広く妊産婦、乳幼児及びその保護者等と接触する機会が多いことから、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 子どもとその家庭及び妊産婦等に関し、母子保健事業に基づく状況、親子関係、夫婦関係、きょうだい関係、家庭の環境及び経済状況、保護者の心身の状態、子どもの特性などの養育環境全般について、家庭全体の問題として捉え、関係機関等から必要な情報を収集するとともに、インフォーマルなリソースも含めた地域全体の社会資源の情報等の実情の把握を継続的に行うこと。

イ 子どもとその家庭及び妊産婦等が自主的に活用できるように、当該地域の実情や社会資源等に関する情報の提供を行うとともに、関係機関にも連携に資するその福祉に関する資源や支援等に関する情報の提供を行うこと。

ウ 子どもとその家庭及び妊産婦等や関係機関等から、一般子育てに関する相談から養育困難な状況や児童虐待等に関する相談まで、また妊娠期から子どもの自立に至るまでの子ども家庭等に関する相談全般に応じること。

エ 個々のニーズ、家庭の状況等に応じて最善の方法で課題解決が図られるよう、支援を行うことと併せ、関係機関等と緊密に連携し、地域における子育て支援の様々な社会資源を活用して、適切な支援に有機的につないでいくため、支援内容やサービスの調整を行い、包括的な支援に結び付けていく適切な支援を行うこと。

オ 特定妊婦及び要支援児童と判断される場合には、協議会に情報提供を行うとともに、必要に応じた関係機関等との連携を行い、支援方針や支援の内容を具体的

に実施していくための支援計画を作成し、継続的な支援を行うこと。

#### ④ 教育委員会

各市町村の教育委員会は、各学校を通じ、要支援児童等と思われる者を把握した場合や、他機関を通じてその情報を得た場合には、以下のことに留意して、適切に対応すること。

また、各市町村の教育委員会は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に基づき、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断（以下「就学時健診」という。）を行わなければならないこととされている。

就学時健診では、低栄養などの栄養状態、外傷・火傷の痕跡、むし歯治療の放置、子どもの行動・態度などから、子どもの心身の問題を把握しやすいことから、要支援児童等を把握した場合は、以下のことに留意して、適切に対応すること。

ア 学校が要支援児童等と思われる者を把握した場合には、必要な支援につなげるために、学校から当該児童が居住する市町村に相談し、情報提供を行うよう指導すること。

イ 就学時健診を通じて要支援児童等と思われる者を把握するに当たっては、主に別表2を参考にすること。就学時健診で当該児童を把握した場合には、必要な支援につなげるために、関係部局に情報提供を行うこと。

ウ 関係部局への情報提供の際は、当該要支援児童等と思われる者の保護者等に対し、原則として、情報提供の概要を説明し、居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明すること。

エ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等と思われる者に必要な支援がつながるよう、居住する市町村への情報提供を行うこと。

また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

オ 必要な場合には、協議会の一員として、その支援方針等について共に協議し、継続的な支援を行うこと。

#### ⑤ 要保護児童対策地域協議会

協議会は、その対象ケースについて個別ケース検討会議を行い、養育に関する問題を明らかにするとともに、関係機関が連携して当該家庭に必要な支援を行うこと。また、病院、診療所、児童福祉施設、学校等の関係機関と情報共有及び支援内容の協議を行い、支援内容の見直しを行う。特に要支援児童等が、複数の関係機関に関わっている場合などには、関係機関間での情報共有・連携ができるよう調整をすること。

#### (2) 病院、診療所

病院、診療所は、妊産婦や子ども、保護者の心身の問題に対応することにより、要支援児童等を把握しやすい立場にあり、子ども虐待の早期発見・早期対応において重

要な役割を担っていることから、以下のことに留意して取り組むこと。

- ① 産科、新生児科、小児科、精神科、歯科等をはじめとする病院、診療所が、別表 1～3 を参考に要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。
- ② 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。  
なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。
- ③ また、従前から情報提供に際しては、別添 1「養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について」（平成 16 年 3 月 10 日付け雇児総発第 0310001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）に基づき、対象となる者の同意を得て市町村に情報提供を行った病院、診療所は、診療情報提供料として診療報酬上の算定ができることになっている。この算定に係る「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 3 号厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官通知）の関連する事項については、別添 2 のとおりである。
- ④ 病院、診療所は市町村への情報提供後、市町村と情報を共有するとともに、連携して妊産婦や子どもに対する医療の提供を行う。その際、市町村との連絡等の窓口となる部署や担当者を事前に決めておくことが望ましい。
- ⑤ 当該情報提供は、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づくものであり、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。
- ⑥ 児童相談所及び市町村の児童福祉・母子保健等、協議会の調整機関における病院、診療所との連携強化に関するより具体的な留意事項については、「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」（平成 24 年 11 月 30 日付け雇児総発 1130 第 2 号・雇児母発 1130 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知）を参考とすること。

### (3) 助産所

助産所は、妊産婦や子ども、保護者の心身の問題に対応することにより、特定妊婦及び要支援児童等を把握しやすい立場にあり、子ども虐待の早期発見・早期対応において重要な役割を担っていることから、以下のことに留意して取り組むこと。

- ① 主に別表 1～2 を参考に、特定妊婦及び要支援児童と判断した場合は、必要な支援につなげるために、特定妊婦及び要支援児童が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。
- ② 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び特定妊婦、要支援児童が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。
- ③ なお、説明することが困難な場合においても、特定妊婦及び要支援児童に必要な支

援がつながるよう、特定妊婦及び要支援児童が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

- ④ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。
- ⑤ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

#### (4) 児童福祉施設等

##### ① 助産施設

助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設であり、妊産婦等の出産前後の健康管理、母乳指導、新生児の保健指導等に対応することで、特定妊婦及び要支援児童を把握しやすい立場にあるため、子ども虐待の発生予防において重要な役割を担っていることから、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表1～2を参考に、特定妊婦及び要支援児童と判断した場合は、必要な支援につなげるために、特定妊婦及び要支援児童が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び特定妊婦、要支援児童が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、特定妊婦及び要支援児童に必要な支援がつながるよう、特定妊婦及び要支援児童が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

##### ② 保育所及び幼保連携型認定こども園

保育所及び幼保連携型認定こども園は、子どもの心身の状態や家庭での生活、養育の状態等及び保護者の状況などの把握ができ、保護者から相談を受け、支援を行うことが可能な機関であり、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

- ア 主に別表1～2を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。
- イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。
- ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。
- エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。
- オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

### ③ 地域子育て支援拠点

地域子育て支援拠点は、乳幼児及びその保護者が相互に交流する場所を開設し、子育ての相談、情報提供、助言その他の援助を実施しており、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

- ア 子育て親子の交流の場の提供や子育て等に関する相談、援助などを通じ、主に別表1～2を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。
- イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。
- ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。
- エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。
- オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議

会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

#### ④ 児童館

児童館は、地域のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身とも健やかに育成することを目的に、子育て家庭に対する相談・援助、交流の場や放課後児童クラブの実施などに取り組んでおり、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 子どもの居場所の提供や保護者の子育て支援などを通じ、主に別表1～3を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

#### ⑤ 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援をするため、放課後等に学校の空き教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る取組がされている。また、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担っており、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表1及び別表3を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、放課後児童支援員等の各自の判断のみで対応することなく、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

#### ⑥ 児童家庭支援センター

児童家庭支援センターは、地域の子どもの福祉に関する各般の問題につき、家庭その他からの子どもに関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行っている。また、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の子ども、家庭の福祉の向上を図る役割を担っており、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表 1～3 を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等が必要な支援につながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ また、情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、各自の判断のみで対応することなく、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 連絡調整先の一つである協議会との関係を深めるなど、引き続き連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

### (5) 学校

#### ① 幼稚園

幼稚園は、家庭や地域社会との連携を深め、地域の実態や保護者及び地域の人々の要請などを踏まえ、地域における幼児期の教育のセンターとして施設や機能を開放し、積極的に子育てを支援していく役割を担っており、その取組は、子ども虐待

の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表1～2を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、教職員等一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、園全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

また、私立園において、協議会に参画していない場合には、これを機に、積極的に参画して関係機関との連携・協力を図り、子ども虐待の防止等に関する市町村の施策への協力が望ましいこと。

カ 通告後の関係機関との連携を図る上では、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日付け21文科初第777号文部科学大臣政務官通知）を参考にすること。

## ② 小学校及び中学校等

学校は、学級担任や養護教諭を中心に行われる朝の健康観察をはじめ、学校生活全般を通して健康観察を行うことで、子どもの心身の健康状態を把握する役割を担っており、その取組は、子ども虐待の早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表3を参考に、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、必要な支援につなげるために、居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。当該情報提供に際しては、市町村との連絡等の窓口となる担当者を事前に決めておくことが望ましい。

イ 関係部局への情報提供の際は、要支援児童等と思われる者の保護者等に対し、原則として、情報提供の概要を説明し、居住する市町村による支援を受けることが、身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明すること。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等と思われる者に必要な支援がつながるよう、居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する

法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、教職員等一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、各自の判断のみで対応することなく、学校全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

また、私立学校において、協議会に参画していない場合には、これを機に、積極的に参画して関係機関との連携・協力を図り、子ども虐待の防止等に関する市町村の施策への協力が望ましいこと。

カ 通告後の関係機関との連携を図る上では、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日付け21文科初第777号文部科学大臣政務官通知）を参考にすること。

#### (6) その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関

(1) から (5) に記載した機関以外の機関（\*3）においても、妊婦、子どもや保護者等の状況などの把握ができ、保護者等から相談を受け、支援を行うことが可能な機関であり、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

##### （\*3）その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関（例）

家庭的保育事業実施機関、小規模保育実施機関、一時預かり事業実施機関、利用者支援事業実施機関など

ア 別表1～3を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ また、情報提供を適切に行うために、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

## (7) 都道府県

都道府県は、地域における保健・医療・福祉・教育等の連携体制について状況を把握し、必要に応じて、市町村に対して助言、援助を行うこと。また、管内の各関係機関に対して実施に当たっての調整を行い、連携体制の整備を推進すること。

さらに、市町村の取組状況に配慮しつつ、地域連携の好事例を把握して他の地域や病院、診療所、児童福祉施設、学校等に周知するなどして、管内の各関係機関の要支援児童等への対応の水準の向上に努めること。

また、所管する私立学校に対して、市町村への要支援児童等の情報提供に関する周知及び情報提供を通じた協議会への参画の促進に努めること。

なお、医療機関との連携体制の推進に当たっては、「児童虐待防止対策支援事業の実施について」（平成28年7月27日付け雇児発0727第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定められた「医療的機能強化等事業」を活用し、都道府県等の中核的な小児救急病院等を中心とした連携体制の整備を進めることも可能である。